

平成 25 年 7 月 9 日

全国重症心身障害児(者)を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会

会 長 北浦 雅子

障害支援区分への見直し(案)に対するご意見募集について

(協力依頼・意見募集)

本年4月1日から施行されている障害者総合支援法により「障害程度区分」は廃止し、「障害支援区分」に見直すこととされているところです。

現在、厚生労働省では、「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向けて見直し作業を進めているところですが、この度関係団体に対し、認定調査に関する協力依頼、障害支援区分に関する意見募集をする旨の事務連絡がありましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 認定調査に関する協力依頼

- (1) 厚生労働省では、全国100市区町村において、「障害支援区分開発に係るモデル事業」を実施しているところです。(具体的な実施市町名は、別添の「障害者支援区分開発に係るモデル事業実施市区町村」をご覧ください。)
- (2) このモデル事業では、それぞれの障害児者の実態をより正確に「障害支援区分」に反映させるべく、新たな審査判定基準を設け試行的事業を行っているところですが、その中で、「つなぎ法」施行前に「障害程度区分」を受けた方に対して、新たな審査判定システムを使って試験的に認定調査を実施するという試みを行っています。
- (3) つきましては、このモデル事業を実施している100の市区町村の担当者から、上記(2)の新たな審査判定システムを使うことについて協力依頼があった場合には、支障のない範囲で協力をしていただきますようお願い申し上げます。

### 2. 障害支援区分に関する意見募集

- ( 1 ) 現在の「障害程度区分」は、知的障害や精神障害の方の障害の実態が十分に反映されていないとの各方面からの意見を踏まえ、平成 26 年 4 月からは、新たに「障害支援区分」という形で審査判定が行われることになっており、これに関して、厚生労働省では関係団体に対して意見を募集することになりました。
- ( 2 ) 当守る会では、会の意見を集約して意見を申し述べることに致しましたので、意見がある場合には、支部ごとに意見を取りまとめ、別紙様式( 1 )により 7 月 26 日( 金 )までに、事務局に提出してください。( 郵送又はメールでも結構です。)

**【添付資料】**

- 資料 1 . 「障害支援区分への見直し( 案 )に対するご意見募集について」  
( 平成 25 年 7 月 1 日付事務連絡 )
- 資料 2 . 「障害支援区分への見直し」( 見直しの概要 )  
( パワーポイント資料 : 9 頁 )

**【参考】**

厚生労働省のホームページでは、上記の添付資料 1 . 2 の他に以下の資料が掲載されています。

意見集約のために必要がある場合には、ホームページをご覧ください。

- ( 1 ) 配点表 ( 4 頁 )
- ( 2 ) 移動や動作等に関連する項目 ( 12 項目 : 89 頁 )

**【意見・要望送付先】**

〒154-0005 東京都世田谷区三宿 2-30-9

Tel 03-3413-6781

Fax 03-3413-6919

E-mail:mamorukai@msi.biglobe.ne.jp

担当 : 宇佐美、山本 ( 一 )

( 別紙様式 1 )

Fax 03-3413-6919

E-mail:mamorukai@msi.biglobe.ne.jp

### 障害支援区分に関する意見

(支部名)

| 意見・要望事項 | 意見・要望事項に関する説明 |
|---------|---------------|
|         |               |